

大災害時における対策等に関する要綱

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、兵庫県南部を中心とした地域の美術館及び文化財保管展示関係諸施設に未曾有の大災害をもたらし、日本国内にとどまらず世界の美術館関係者の耳目を集めた。

この震災は現代都市を襲った戦後最大の自然災害であり、すべての分野にわたる被害が相互に影響しあったために、社会の中に存在し機能すべき組織である美術館も、従来の意義と活動を様々な側面から再考する必要に迫られている。美術は人間の生きることと歴史と文化の最も重要な部分を構成している。それ故に美術作品は社会共有の財産であり、現在かたちあるこれらを可能な限り十全な形で未来に伝えて行くための十分な配慮を払わなければならない。

この震災における救援と調査活動の経験から得たことは、災害による被害を最小限に抑えるために、事前の周到な対策と災害発生時の迅速な対処が必要であり、またその効果的な実践のためには、会員館同士及び関係機関との共通認識並びに緊密な連携が必要であるということであった。

全国美術館会議は、大震災における救援と調査活動によって得た経験と知識を教訓として、不時の災害に備え、行動の指針として以下のようない要綱を定める。

(目的)

この要綱は、各種の災害が発生し、全国美術館会議（以下「会議」という。）に加盟する美術館（以下「会員館」という。）等に被害が発生する場合に、必要に応じて情報の収集と提供、救援活動、調査活動等（以下「活動」という。）が実施できるよう、その取扱いについて定めるものである。

会員館は、活動の必要に生じ、当会議内に救援対策本部を設置されて活動が実施される場合には、情報や資材の提供、人員の派遣等可能な限りその活動に参加、協力するものとし、その行為は無償を原則とする。

(災害並びに被害)

災害とは、地震、風水害、火災、人為的災害等をいう。被害とは、それが原因で生ずる美術館における施設、管理資料、職員等への損害をいう。

2. 災害が発生することが確実に予想される場合、それが原因で損害が確実視される段階となつた場合は、第1項と同等とみなすものとする。

(情報の収集と提供)

当会議は、災害が発生し、会員館に何らかの被害が生じたと推定される場合には、連絡網による情報交換活動を実施するものとする。

2. 災害を受けた館（以下「被災館」という。）は、可能な限り速やかに被災状況を把握し、当会議に対し被害の状況を報告するものとする。

3. 当会議は、収集した情報を会員館に、必要に応じて提供するものとする。
4. 当会議は、被災館の承諾を得た被災内容について、会議以外の関係機関に文書により情報の提供をすることができる。

(救援活動の内容)

当会議が実施する救援活動の内容は以下のとおりとする。

- (1) 被災館が、その被害に対してとらなければならない対策について必要とされる情報の提供
例：応急処置の方法についての必要な情報の収集と提供
：修復技術者についての必要な情報の収集と提供
- (2) 応急処置に必要な資材の提供
- (3) 被災館の管理資料の一時保管場所の提供
- (4) 上記の対策等の実施にあたって必要とされる作業の援助
- (5) その他、必要と判断される救援活動

(調査活動)

当会議は、災害によって会員館等に被害が発生した場合には、その後の防災対策に役立てるため被害内容の調査を実施し、会員館に報告するものとする。

(活動の範囲)

当会議が実施する活動の対象は原則として救援活動を求めた会員館とするが、必要に応じて以下の範囲で活動を実施することができる。

- (1) 当該地域の文化財等
- (2) その他、必要と認められるもの

(組 織)

この活動を円滑かつ迅速に実施するため当会議内に対策本部(以下「本部」という。)をおく。

2. この活動を実施するにあたり、当会議は全国にブロック本部をおくものとする。各ブロックには、当会議役員会の協議により、あらかじめブロック本部館並びに副ブロック本部館となる館を定めておくものとする。

ブロックは以下の9ブロックとする。

北海道、東北、関東、東海、北信越、近畿、中国、四国、九州（沖縄を含む）

3. ブロック本部は自らの判断並びに本部の要請に応じて、必要な活動を実施するものとする。
4. 当会議は、これ以外に必要に応じて現地対策本部をおくことができる。

(活動実施の決定)

活動実施の決定(以下「決定」という。)は、当会議役員会においてなすものとする。但し、緊急を要する場合には、会長は副会長と協議のうえで、暫定的に決定ができるものとする。その場合、会長は速やかに役員会を招集し、正式な決定を行わなければならない。

(報 告)

当会議は、活動を実施した場合には、会員館に対してその報告を行うものとする。

(外部との連携)

当会議は、災害の発生によって援助活動を実施することとなった場合は、必要により関係官公庁に支援を要請し、また、関係団体との連携をする時は相互に協力して本要綱の目的の達成に努めるものとする。

(日常的活動)

当会議は、日頃から災害時の活動を円滑に実施できるよう、また、会員館が災害に対する日常的な対策が実施できるよう、必要な情報の収集と提供に努めるものとする。

2. 会員館は、日頃から災害時に被害が生じないよう可能な対策を実施するよう努めるものとする。
3. 会員館は、災害時に当会議としての活動が実施された場合に対応できるよう、日頃から情報の収集、資材の備蓄、職員派遣体制の確保等に努めるものとする。

(実施要領)

当会議は、活動が円滑に実施できるよう、実施要領を別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 10 年 6 月 2 日から施行する。